

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年2月27日

**【発行者名】** ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 増田 要

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート

**【事務連絡者氏名】** ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社  
管理本部長 板橋 昇

**【連絡場所】** 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート

**【電話番号】** 03 (6422) 0530

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人に以下の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第117条第2号（但し、投資法人債に関する事務を除きます。）に定める一般事務の受託者（投資主名簿等管理人）を、三菱UFJ信託銀行株式会社から以下の通り変更しました。

### （1）主要な関係法人でなくなった法人

#### ①主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

324,279百万円（平成23年9月30日現在）

##### c. 関係業務の概要

#### (a) 一般事務委託者の投資口及び投資法人債に関する事務として、下記に関する事務

(i) 投資主名簿及び投資法人債原簿並びにこれらに付属する帳簿の作成、管理及び備置その他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務（但し、投資法人債原簿に関する事務は一般事務委託者が一般事務受託者に別途委託するものに限る）

(ii) 振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務

(iii) 投資口の発行に関する事務

(iv) 投資主、登録投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人（以下「投資主等」という。）の住所、氏名並びに外国居住投資主等の日本国内における通知を受ける場所並びに法人投資主等の代表者の役職名及び氏名並びに共有投資主の代表者の住所及び氏名の登録又は変更の登録に関する事務

(v) 前各号に掲げるもののほか、投資口に関して投資主等の提出する届出の受理に関する事務

#### (b) 前号に定めるほか、以下の帳簿その他の本法及び内閣府令の規定により作成及び保管しなければならない帳簿書類の作成、管理及び備置に関する事務（但し、該当する事務が生じていない場合を除く。）

(i) 分配利益明細簿

(ii) 投資証券台帳

(iii) 投資証券不発行管理簿

(iv) 投資証券払戻金額帳

(v) 未払分配利益明細簿

(vi) 未払払戻金明細簿

#### (c) 一般事務委託者の機関の運営に関する事務として、下記に関する事務

(i) 投資主総会招集通知状、決議通知状等投資主総会関係書類、及び議決権行使書又は議決権代理行使委任状への議決権個数の記入

(ii) 投資主に対する通知、催告、報告等に関する書類（前号に掲げる各種文書又は書面及び本規則第169条第3項に定める通知を含む。）の封入発送

(iii) 官庁、金融商品取引所等への届出資料及び報告資料並びに統計表の作成

#### (d) 一般事務委託者の投資主に対して分配する金銭（以下「分配金」という。）の計算及び支払いに関する事務として、下記に関する事務

(i) 投資主に対して分配する金銭の個別投資主ごとの金額計算

(ii) 分配金支払いのための手続き

(iii) 分配金関係書類の封入発送

- (iv) 分配金領収証等の印紙税の代理納付手続
- (v) 銀行取扱期間またはゆうちょ銀行払渡期間経過後の分配金の支払い
- (e) 一般事務委託者の投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出・届出・照会の受け付けに関する事務（各種証明書の発行、事故届出の受理及び処理を含む。）
- (f) 前各号に掲げる事務の遂行に必要な付随事務
- (g) 第(a)号ないし第(f)号に定める事務以外の臨時に発生する事務（以下「臨時事務」という。）。なお、臨時事務の取扱いについては本投資法人及び一般事務受託者が協議のうえこれを定める。

②移動の年月日

平成24年2月25日

(2) 新たに主要な関係法人になった法人

①主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

a. 名称

中央三井信託銀行株式会社

b. 資本金の額

399,697百万円（平成23年9月30日現在）

c. 関係業務の概要

- (a) 投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事項
- (b) 投資主名簿への記録、投資口の質権の登録又はその抹消に関する事項
- (c) 投資主等の氏名、住所の登録に関する事項
- (d) 投資主等の提出する届出の受理に関する事項
- (e) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書（又は委任状）の作成等に関する事項
- (f) 金銭の分配（以下「分配金」という。）の計算及びその支払いのための手続きに関する事項
- (g) 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払いに関する事項
- (h) 投資口に関する照会応答、諸証明書の発行に関する事項
- (i) 委託事務を処理するため使用した甲に帰属する書類及び未達郵便物の整理保管に関する事項
- (j) 募集投資口の発行に関する事項
- (k) 投資口の併合又は分割に関する事項
- (l) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事項  
（前各号の事項に関連するものに限る。）
- (m) 法令又はこの契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事項
- (n) その他振替機関との情報の授受に関する事項
- (o) 前各号に掲げる事項のほか、本投資法人と一般事務受託者が協議のうえ定める事項

②移動の年月日

平成24年2月25日